

洞爺湖町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 洞爺湖町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (供用開始後29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	13.83 人/ha (R5末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	本町の特定環境保全公共下水道事業は、洞爺処理区の1処理区である。		
処理場数	本町の特定環境保全公共下水道事業の下水処理場は、洞爺処理区のとやクリーナップセンターの1処理場である。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現時点では行っていない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料体系は、下表に示すとおりである。				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>1m³につき</th> <th>1m³につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,150円</td> <td>1m³につき</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">業務用</td> <td rowspan="6">10m³まで</td> <td rowspan="6">1,800円</td> <td>11m³~300m³まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>301m³~500m³まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>501m³~2,000m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業務用2種</td> <td rowspan="3">500m³まで</td> <td rowspan="3">8,200円</td> <td>2,001m³~4,000m³まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>4,001m³以上</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>浴槽営業用</td> <td>150m³まで</td> <td>1,700円</td> <td>1m³につき</td> <td>11円</td> </tr> </tbody> </table>				用途	基本料金		従量料金		基本水量	基本料金	1m ³ につき	1m ³ につき	一般家庭用	8m ³ まで	1,150円	1m ³ につき	155円	業務用	10m ³ まで	1,800円	11m ³ ~300m ³ まで	160円	1m ³ につき	155円	301m ³ ~500m ³ まで	140円	1m ³ につき	140円	501m ³ ~2,000m ³ まで	130円	1m ³ につき	120円	業務用2種	500m ³ まで	8,200円	2,001m ³ ~4,000m ³ まで	140円	1m ³ につき	120円	4,001m ³ 以上	11円	浴槽営業用	150m ³ まで	1,700円	1m ³ につき	11円
	用途	基本料金		従量料金																																															
		基本水量	基本料金	1m ³ につき	1m ³ につき																																														
一般家庭用	8m ³ まで	1,150円	1m ³ につき	155円																																															
業務用	10m ³ まで	1,800円	11m ³ ~300m ³ まで	160円																																															
			1m ³ につき	155円																																															
			301m ³ ~500m ³ まで	140円																																															
			1m ³ につき	140円																																															
			501m ³ ~2,000m ³ まで	130円																																															
			1m ³ につき	120円																																															
業務用2種	500m ³ まで	8,200円	2,001m ³ ~4,000m ³ まで	140円																																															
			1m ³ につき	120円																																															
			4,001m ³ 以上	11円																																															
浴槽営業用	150m ³ まで	1,700円	1m ³ につき	11円																																															
業務用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>1m³につき</th> <th>1m³につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,500円</td> <td>1m³につき</td> <td>31円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">業務用</td> <td rowspan="6">1,000m³まで</td> <td rowspan="6">17,300円</td> <td>1001m³~2,000m³まで</td> <td>13円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>2,001m³~3,000m³まで</td> <td>8円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td>3,001m³~5,000m³まで</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業務用2種</td> <td rowspan="3">8,000m³まで</td> <td rowspan="3">103,500円</td> <td>501m³~4,000m³まで</td> <td>8円</td> </tr> <tr> <td>1m³につき</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td>4,001m³以上</td> <td>6円</td> </tr> </tbody> </table>				用途	基本料金		従量料金		基本水量	基本料金	1m ³ につき	1m ³ につき	一般家庭用	10m ³ まで	1,500円	1m ³ につき	31円	業務用	1,000m ³ まで	17,300円	1001m ³ ~2,000m ³ まで	13円	1m ³ につき	11円	2,001m ³ ~3,000m ³ まで	8円	1m ³ につき	6円	3,001m ³ ~5,000m ³ まで	6円	1m ³ につき	6円	業務用2種	8,000m ³ まで	103,500円	501m ³ ~4,000m ³ まで	8円	1m ³ につき	6円	4,001m ³ 以上	6円									
用途	基本料金		従量料金																																																
	基本水量	基本料金	1m ³ につき	1m ³ につき																																															
一般家庭用	10m ³ まで	1,500円	1m ³ につき	31円																																															
業務用	1,000m ³ まで	17,300円	1001m ³ ~2,000m ³ まで	13円																																															
			1m ³ につき	11円																																															
			2,001m ³ ~3,000m ³ まで	8円																																															
			1m ³ につき	6円																																															
			3,001m ³ ~5,000m ³ まで	6円																																															
			1m ³ につき	6円																																															
業務用2種	8,000m ³ まで	103,500円	501m ³ ~4,000m ³ まで	8円																																															
			1m ³ につき	6円																																															
			4,001m ³ 以上	6円																																															
その他の使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>従量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,150円</td> <td>1m³につき 155円</td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>10m³まで</td> <td>1,800円</td> <td>1m³につき 155円</td> </tr> <tr> <td>業務用2種</td> <td>500m³まで</td> <td>8,200円</td> <td>1m³につき 120円</td> </tr> <tr> <td>浴槽営業用</td> <td>150m³まで</td> <td>1,700円</td> <td>1m³につき 11円</td> </tr> </tbody> </table>				用途	基本水量	基本料金	従量料金	一般家庭用	8m ³ まで	1,150円	1m ³ につき 155円	業務用	10m ³ まで	1,800円	1m ³ につき 155円	業務用2種	500m ³ まで	8,200円	1m ³ につき 120円	浴槽営業用	150m ³ まで	1,700円	1m ³ につき 11円																											
用途	基本水量	基本料金	従量料金																																																
一般家庭用	8m ³ まで	1,150円	1m ³ につき 155円																																																
業務用	10m ³ まで	1,800円	1m ³ につき 155円																																																
業務用2種	500m ³ まで	8,200円	1m ³ につき 120円																																																
浴槽営業用	150m ³ まで	1,700円	1m ³ につき 11円																																																
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,010 円(税抜)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,410 円(税抜)																																														
	令和4年度	3,010 円(税抜)		令和4年度	3,222 円(税抜)																																														
	令和5年度	3,010 円(税抜)		令和5年度	3,094 円(税抜)																																														

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	部長1名 課長1名 事務職3名 技術職2名 計7名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">R1</th> <th colspan="2">R2</th> <th colspan="2">R3</th> <th colspan="2">R4</th> <th colspan="2">R5</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>事務職</th> <th>技術職</th> <th>事務職</th> <th>技術職</th> <th>事務職</th> <th>技術職</th> <th>事務職</th> <th>技術職</th> <th>事務職</th> <th>技術職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>管理・営業係</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道・下水道係</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>										年度	R1		R2		R3		R4		R5		区分	事務職	技術職	事務職	技術職	事務職	技術職	事務職	技術職	事務職	技術職	経済部											上下水道課		1		1		1		1		1	課長		1		1		1		1		1	管理・営業係											課長補佐	1		1		1		1		1		係長			1		1		1		1		担当	3		2		2		2		1		水道・下水道係											課長補佐		0									係長						1		1		2	担当											合計		6	2	6	2	6	1	6	1	7
		年度	R1		R2		R3		R4		R5																																																																																																																																																										
区分	事務職	技術職	事務職	技術職	事務職	技術職	事務職	技術職	事務職	技術職																																																																																																																																																											
経済部																																																																																																																																																																					
上下水道課		1		1		1		1		1																																																																																																																																																											
課長		1		1		1		1		1																																																																																																																																																											
管理・営業係																																																																																																																																																																					
課長補佐	1		1		1		1		1																																																																																																																																																												
係長			1		1		1		1																																																																																																																																																												
担当	3		2		2		2		1																																																																																																																																																												
水道・下水道係																																																																																																																																																																					
課長補佐		0																																																																																																																																																																			
係長						1		1		2																																																																																																																																																											
担当																																																																																																																																																																					
合計		6	2	6	2	6	1	6	1	7																																																																																																																																																											
事業運営組織	<p>本事業に関する組織体制は下図のとおりです。下水道事業は、経済部上下水道課が所管しています。課の中には管理係、営業係、水道係、下水道係があります。</p> <pre> graph LR A[町長] --- B[副町長] B --- C[経済部] C --- D[上下水道課] </pre>																																																																																																																																																																				

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	とうやクリーナップセンターは平成6年度より民間委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考え、本町では当該制度を導入していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業では、エネルギー利用は行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水処理場では、未利用地の活用等は行っていない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※近頃の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

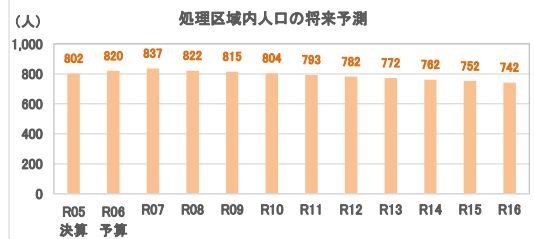
別添のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

事業計画で採用している人口(町総合計画)及び事業ごとの人口内訳比率により行政人口の予測を行っています。
処理区域内人口は、新規整備の進捗により数年間横這い傾向となりますが、その後、減少していきます。

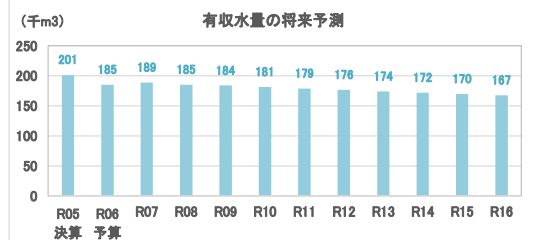
	処理区域内人口(人)
R05決算	802
R06予算	820
R07	837
R08	822
R09	815
R10	804
R11	793
R12	782
R13	772
R14	762
R15	752
R16	742



(2) 有収水量の予測

処理区域内人口に水洗化率を乗じて水洗化人口を算定しました。
算定した水洗化人口に水量原単位(過年度実績を基設定)を乗じることで有収水量を算定しました。
処理区域内人口の減少傾向に沿って、有収水量は緩やかに減少する予測となります。

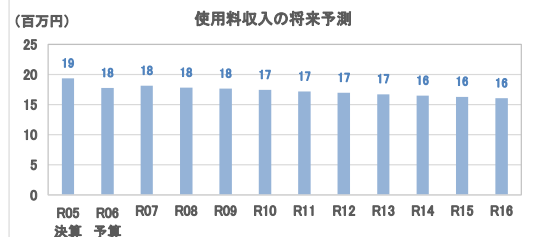
	年間有収水量(m3)
R05決算	201,344
R06予算	185,031
R07	188,685
R08	185,292
R09	183,726
R10	181,377
R11	178,768
R12	176,419
R13	174,071
R14	171,722
R15	169,633
R16	167,285



(3) 使用料収入の見通し

有収水量に使用料単価を乗じて算定しました。
使用料単価は過年度実績を基に設定しています。

	使用料収入(千円)
R05決算	19,329
R06予算	17,763
R07	18,114
R08	17,788
R09	17,638
R10	17,412
R11	17,162
R12	16,936
R13	16,711
R14	16,485
R15	16,285
R16	16,059



(4) 施設の見通し

・管路施設は、現状顕著な老朽化は確認されていません。引き続き、点検・調査による状態監視を続けます。
・処理場施設(主に機械・電気設備)は耐用年数を超過するものがあるため、ストックマネジメント計画に基づき劣化状況も踏まえ順次更新を実施していきます。

(5) 組織の見通し

令和6年度時点において、部長および課長を除く5名体制であり、当面は現状の組織体制で事業運営を行う予定とします。

3. 経営の基本方針

①安全・安心の確保

健全な処理を維持し続けることにより、公共用水域の水質保全に寄与し、住民の健康を守る。
また、適切な管理を行うことで、道路陥没等の事故を未然に防止する。

②良好な自然環境の創造

既存の下水道施設を利活用することで、循環型社会の形成に寄与し、良好な自然環境を創造する。

③快適で活力ある暮らしの実現

下水道の整備率、水洗化率を向上させ、公衆衛生の向上と生活環境の改善を行う。

④事業の継続性の確保

下水道サービスを維持し、持続可能な下水道事業を目指すため、事業の経営面の安定性、透明性を確保するとともに、住民との対話による施策展開を行う。

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	【ストックマネジメント計画に基づいた、計画的な投資】 ストックマネジメント計画に基づいた老朽化対策を中心に必要な投資を効率的・効果的に行っていきます。
-----	--

・ストックマネジメント計画に基づく、管渠および処理場の修繕・改築・更新を行っていきます。施設の重要性などを考慮した投資計画があるため、これを見込みます。
平成29年度ストックマネジメント計画においては、処理場施設に関する改築費用として100百万円/年の投資額を想定したシナリオ、管路施設に関しては221百万円/年の投資額を想定したシナリオが設定されています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	【1. 一般会計繰入金低減に向けた適正な資本費平準化債の発行】 【2. 水洗化率向上のための啓蒙活動】 【3. 確実な使用料金徴収】 【4. 下水道料金の改定検討】 適正な資本費平準化債の発行、水洗化率向上、確実な使用料金徴収に努めます。令和12年度の下水道処理人口普及率は91.2%を目標とし、使用料収入の減少への対策とします。
-----	---

1. 収益的収支に関する財源の説明

(1) 使用料収入

・将来の事業環境を基に整理しています。

(2) 他会計補助金

・基準内:水質規制費、水洗便所等普及費、分流式下水道に要する経費などを公費負担分として一般会計からの繰入金で賄っています。
・基準外:上記のような基準以外で不足した金額についても一般会計より繰入金を充てており(基準外繰入)、これはゼロになることが理想的ですが、どうしても賄いきれない費用については引き続き基準外繰入を用いることでサービスを維持する方針で見込みます。

2. 資本的収支に関する財源の説明

・建設改良費(管渠・処理場の整備費用及び事務費)の財源として、企業債・国庫補助金・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上していません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を計上しています。
- ・物価上昇率1.2%を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共と特環を広域的に管理することや、近隣の自治体と協力した体制を築くことなどが考えられます。今ある施設・設備の状況も勘案しつつ、新たな体制構築の可能性を検討します。
投資の平準化に関する事項	今後はより改築・更新需要は高まることが予想されます。早い段階からストックマネジメント計画を策定することで、改築・更新事業費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	町の課題に適した業務内容の選定や連携手法について検討を進めます。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道サービスの安定的な提供のためにどうしても使用料改定が必要と判断できるか、使用料の改定の実否、あるいはする場合にはいつどのように実施するか、十分な検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	現在有している施設や土地などを利用し省エネ・創エネを実施できるか検討します。
その他の取組	・引き続き、交付金事業の活用や交付税措置といった経営上有利となる起債を発行することで、適切な財源確保を検討していきます。 ・広報活動等による周知や滞納整理を行い、水洗化率の向上による財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	導入するか否か、他都市事例などを参考にしつつ検討を進めます。
職員給与費に関する事項	職員の負担軽減の解消や技術伝承等を考慮した人員構成とし、職員数に増減がある場合は必要に応じて費用を見込んでいきます。
動力費に関する事項	効率的な下水処理を目指し、経費削減に努めます。
薬品費に関する事項	同上
修繕費に関する事項	引き続き、ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査、修繕・改築を進めます。
委託費に関する事項	業務効率化による経費削減に努めます。
その他の取組	災害等の緊急時の対応力の向上に努めます。

5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	洞爺湖町では、令和2年3月に『第2期 洞爺湖町 まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、公表しています。その中で、客観的な効果検証等の実施を定めており、「PDCAサイクル」を実施することとしています。 また、国土交通省からも、少なくとも5年に1回の頻度での経営戦略の見直しを求められていることから、事業進捗と最新の経営状況に応じて適宜見直しを図っていきます。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

様式第2号 (法適用企業・資本的収支)

【特環】

(単位:千円, 税込)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(決算)	(決算見込)	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
資本的収入	1. 企業債	3,200	21,150	2,900	7,500	8,800	9,500	1,100	2,100	24,300	34,100	11,200	5,500
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	22,192	14,565	17,095	28,338	27,739	27,455	22,864	23,424	35,944	68,869	31,183	24,648
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	3,120	24,677	3,274	8,427	9,860	10,645	1,333	2,346	27,048	37,988	12,512	6,186
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	28,512	60,392	23,269	44,265	46,399	47,600	25,297	27,870	87,292	140,957	54,895	36,334	
(A)のうち翌年度へ繰り越さ	(B)												
純計 (A)-(B) (C)	28,512	60,392	23,269	44,265	46,399	47,600	25,297	27,870	87,292	140,957	54,895	36,334	
資本的支出	1. 建設改良費	6,232	47,519	11,905	30,642	35,855	38,709	4,846	8,531	98,354	138,138	45,496	22,494
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	23,817	21,323	9,302	6,543	3,214	1,600	1,077	1,139	1,220	648	837	1,043
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	30,049	68,843	21,207	37,185	39,069	40,309	5,923	9,670	99,574	138,786	46,333	23,537	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,537	8,451	△ 2,062	△ 7,080	△ 7,330	△ 7,291	△ 19,374	△ 18,200	12,282	△ 2,171	△ 8,562	△ 12,797	
補填財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他の他												
計 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	42,299	42,126	35,724	36,681	42,268	50,167	50,190	51,151	74,231	107,682	118,046	122,502	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(決算)	(決算見込)	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
収益的収支分		15,808	49,081	60,036	54,812	48,925	49,477	54,709	52,914	54,572	50,907	55,305	55,428
	うち基準内繰入金	15,808	30,828	37,708	34,427	30,730	31,076	34,363	33,235	34,277	31,974	34,737	34,814
	うち基準外繰入金	0	18,253	22,328	20,385	18,195	18,401	20,346	19,679	20,295	18,933	20,568	20,614
資本的収支分		22,192	14,565	17,095	28,338	27,739	27,455	22,864	23,424	35,944	68,869	31,183	24,648
	うち基準内繰入金	0	987	741	724	697	677	669	655	558	459	376	308
	うち基準外繰入金	22,192	13,578	16,354	27,614	27,042	26,778	22,195	22,769	35,386	68,410	30,807	24,340
合計	38,000	63,646	77,131	83,150	76,664	76,932	77,573	76,338	90,516	119,776	86,488	80,076	